

曇鸞における願生と菩提心

——八番問答の滅罪の思想——

内 田 准 心

はじめに

曇鸞（四七六―五四二）の『往生論註』（以下『論註』と略す）には五逆の者の往生を説く「八番問答」と呼ばれる箇所がある。「五濁の世、無仏の時」という時機観を持つ曇鸞としては、五逆の者における仏道という問題は重要な問題だったと考えられる。一方、当時の中国仏教界でも、『涅槃經』にあらわれる五逆罪を犯した阿闍世が懺悔と発菩提心で滅罪したという逸話が注目されていた。そのような状況下で曇鸞は五逆の者に対してどのような仏道を説いたのだろうか。

一 願生と菩提心

従来、八番問答などより、曇鸞は願生を往生の最低条件として挙げているとされる⁽¹⁾。確かにその通りであるが、曇鸞はさらに願生に条件を加えている。例えば、善巧摂化で是故願生彼安樂淨土者要發無上菩提心也。若人不發無上菩提心。

但聞彼國土受樂無間。爲樂故願生。亦當不得往生也。（大正四〇、八四二頁上）

と、淨土での樂を求めるための願生では往生はできず、菩提心を発す必要があることを示している。そして、今回問題とする八番問答の第三問答においても、謗法の者は願生しないから往生できないとした後、

假使但貪彼土安樂而願生者。亦如求非水之冰無煙之火。豈有得理。（大正四〇、八三四頁中）

と、淨土で樂を貪るための願生では往生できないと主張する。これを先の善巧摂化の文と合わせて考えると、曇鸞は八番問答においても菩提心の必要性を想定しており、どのような機根の者でも願生には自然と菩提心が含まれると理解していたといえる。

ただ、『論註』には願生には自然と菩提心が含まれるとする理解に反するような記述も存在する。八番問答に「聞已歡喜。應時即發菩提之心。」（大正四〇、八三四頁上）と、發菩提

曇鸞における願生と菩提心（内田）

心を往生後とする『観無量寿經』（以下『観經』と略す）下下品の文が引かれているのである。曇鸞はなぜこの『観經』の文と一見異なる、菩提心の位置づけを行ったのだろうか。

『論註』における菩提心に関する先行研究では、前掲の善巧摂化の箇所をもとに、菩提心を強調する理由を論じるものなどが存在するが、願生と菩提心の関係を論じるものは、管見の限り存在しない。そこで本稿では、同時代の思想との比較により、曇鸞が五逆の者の往生のためにも菩提心と願生を必要とした事情を検討することとする。具体的には当時流布していた「懺悔と発菩提心による滅罪」という思想との関係性から考察したい。

二 五逆の者の滅罪の思想

曇鸞在世当時に行われていた『大般涅槃經』の阿闍世の滅罪をもとにした、五逆の者の滅罪の思想については、既にいくつかの先行研究⁽³⁾が存在する。それらを参考にしつつ、その思想の内容、思想の広がりについて概観していく。

まず、そもそも『涅槃經』「梵行品」（大正一二、四七四頁上（四八五頁中））には、五逆を起こした阿闍世が菩提心と懺悔の功德によって、重い罪が軽くなった、という記述がある。この箇所をもとに、中国では五逆の者における滅罪の思想が広がることとなる。ここでは、三つの受容の例を示す。

①梁武帝（四六四—五四九）、「廢捨事李老道法詔」（『広弘明集』所収）

闍王滅罪婆藪除殃。若不逢遇大聖法王。誰能救接。（大正五二、一二二頁上）

②伝梁武帝撰『慈悲道場懺法』

懺悔之力不可思議。何以知然。阿闍世王有大逆罪。慚愧悔責重苦輕受。又此懺法令諸行人得安隱樂。（大正四五、九二六頁下）

③慧遠（五二三—五九二）『大乘義章』五逆義

五逆之罪。是定報業。……故彼闍王殺父之愆。諸佛懺悔。如來但言阿闍世王重罪微薄。不言滅盡。五逆之業。略之云爾（大正四四、六一〇頁中）

これらの記述は全て、滅罪した阿闍世王を取り上げ、①は釈尊の教化の例として、②③は懺悔や五逆罪を説明する際に、阿闍世の滅罪を示している。これらにより、五逆の者の「懺悔による滅罪」のモデルとしての阿闍世という理解が、当時浸透していたことがうかがえる。

次に、「阿闍世の滅罪」が五逆の者の仏道という共通点をつなぎ目として、『観經』下下品と結びついていく。その事例として、曇鸞に近い時代の僧稠（四八〇—五六〇）の指導によつて完成した小南海中窟が挙げられる。この石窟には、『涅槃經』「梵行品」の阿闍世による偈頌と『観經』九品往生図が隣合わせに位置している。これにより、僧稠には『観經』

の九品往生と阿闍世の滅罪を重ね合わせる理解があったことが分かるが、その詳しい思想の内実まではうかがいえない。

よって、その思想の内容を知るために、少し後の人物ではあるが、浄影寺慧遠の著作に着目したい。理由は、慧遠が僧稠のもとに参禅したという事実と、慧遠と僧稠は共に『涅槃經』「梵行品」と『觀經』の九品往生とを結びつけて理解していることにある。よって、慧遠の著作は僧稠の時点の思想の一端を少なくとも明らかにしていると考え、以下慧遠の『觀經』下下品理解をみていく。

『觀無量壽經義疏』

釋有兩義。一約人分別。造逆罪人有上有下。善趣已前常沒造逆說以爲下。善趣位中遇緣造逆說之爲上。如世王等上人造逆必有重悔。令罪消薄容便得生。此經就之故說五逆亦得往生。下人造逆多無重悔不可得生。大經就此故說不生。(大正三七、一八四頁中、下)

『無量壽經義疏』

釋有兩義。一約人分別。人有二種。一者久發大乘心人。遇緣造逆。如闍王等。此雖造逆。必有重悔。發心求出。能滅重罪。爲是得生。觀經據此。二者先來不發大心。現造逆罪。多無重悔。不能決定發菩提心。爲是不生。此經據此。(大正三七、一〇七頁中)

この二つの注釈から、阿闍世のように、五逆の者でも菩提心を起こし懺悔すれば往生できると慧遠は考えていたことが分かる。また、前述した慧遠と僧稠との関係から、曇鸞在世當時も、『觀經』下下品における五逆の者の往生が、『涅槃經』

曇鸞における願生と菩提心(内田)

の阿闍世の「発懺悔と菩提心による滅罪の思想」に結びつけられて考えられていたことが推測できる。

三 『涅槃經』、『觀經』、『論註』における滅罪

続いて、前述の『涅槃經』の滅罪の思想に対して、『觀經』、『論註』のそれぞれの滅罪の思想を確認する。

具足十念稱南無阿彌陀佛。稱佛名故。於念念中。除八十億劫生死之罪。(大正一二、三四六頁上)

このように、『觀經』では五逆を犯した者も「十念による滅罪」によって往生すると説いている。その『觀經』の滅罪を受けて曇鸞は、八番問答の第六問答において、

校量三義。十念者重。重者先牽能出三有。(大正四〇、八三四頁下)と述べ、十念は五逆十惡よりも重いため往生できるとする。つまり、曇鸞は願生を前提としながら、『觀經』の説示を受けて、十念により五逆十惡の罪が滅し、往生できることを示しているのである。⁽⁵⁾

以上の考察を受け、①『涅槃經』に基づく当時流布していた滅罪思想、②『觀經』の十念による滅罪、③『論註』八番問答の滅罪、の三つを整理したい。

①『涅槃經』

懺悔 + 菩提心 ↓ 滅罪

曇鸞における願生と菩提心（内 田）

②『観経』

十念 ↓ 滅罪 ↓ 往生 ↓ 菩提心

③『論註』

八番問答

（願生 + 菩提心）+ 十念 ↓ 滅罪 ↓ 往生

①の『涅槃経』の滅罪の思想は、当時の北地で一つの流れを形成するものであったと考えられ、僧稠や慧遠はこの思想をもとに『観経』下下品を解釈した。「懺悔と発菩提心による滅罪」の思想である。②の『観経』下下品の滅罪の思想は、臨終の十念によって、滅罪し、往生後に菩提心を発すとする。③の『論註』八番問答にある滅罪の思想は、②を受けて説かれ、願生と同時に菩提心を発した上で、十念を行うことによつて、罪を滅し、往生できるとしている。

小 結

曇鸞の時代には、五逆の者の「懺悔と発菩提心による滅罪の思想」が流布していた。その中で曇鸞が『観経』下下品の五逆の者の滅罪・往生というものを考えた時に、懺悔もしくは菩提心を想定する可能性は十分に考えられる。よつて、曇鸞が八番問答において願生の中に菩提心の必要性を想定することは当時の思想の影響とも考えることができる。この点は『観経』の十念滅罪に対する曇鸞の独自性である。

ただ曇鸞は八番問答では懺悔には全く触れることなく、菩提心の必要性を暗に示すのみである。このことから、曇鸞は慧遠とは異なり、『観経』自体の記述を重視し、滅罪のための行として一般に重んじられた懺悔ではなく、あくまで『観経』にある通りの十念による滅罪を説いたことが分かる。この点が周囲に対する曇鸞の独自性である。このように、十念による滅罪が異色のものであったために、八番問答では十念滅罪を説いた後に、「三在釈」を設けて、十念の功德の根拠を詳説する必要があつたと考えることができるのである。

- 1 普賢保之「曇鸞における八番問答の意義」（『曇鸞の世界』永田文昌堂、一九九六）
- 2 石川琢道「菩薩道と願生者」（『曇鸞浄土教形成論』法蔵館、二〇〇九）などがある。
- 3 塩入良道「中国佛教における礼懺と佛名経典」（『結城教授頌寿記念仏教思想史論集』大蔵出版、一九六四）稲本泰生「小南海中窟と滅罪の思想——僧稠周辺における実践行と『涅槃経』『観無量寿経』の解釈を中心に——」（『鹿園雑集』四、二〇〇二）などがある。
- 4 『続高僧伝』卷八（大正五〇、四九一頁下）。
- 5 この箇所に加え、いわゆる「氷上燃火の喩」でも十念滅罪が語られる。しかし、「氷上燃火」では十念に加え、聞名による滅罪が語られる。この点については今後の課題としたい。

〈キーワード〉 曇鸞、僧稠、慧遠、滅罪、八番問答

（龍谷大学大学院）